

平成26年

第1回定例会

南多摩斎場組合議会会議録第1号

1月29日(水曜日) 町田リサイクル文化センター研修室

出席議員(10名)

1 番	小林 鈴子	2 番	鈴木 玲央
3 番	谷沢 和夫	4 番	おさむら 敏明
5 番	藤原 マサノリ	6 番	三階 道雄
7 番	田中 繁夫	8 番	渡辺 たつや
9 番	馬場 賢司	10 番	池田 利恵

出席説明員

管理者	石阪 丈一	副管理者	石森 孝志
副管理者	阿部 裕行	副管理者	高橋 勝浩
副管理者	大坪 冬彦	監査委員	山下 護
八王子市		八王子市	
市民部長	松日樂 義隆	斎場事務所長	鮫島 四男
町田市		町田市	
環境資源部長	内山 重雄	環境保全課長	古屋 中
多摩市		多摩市	
くらしと文化部長	設楽 隆	市民生活課長	齊藤 静子
稲城市		稲城市	
生活環境部長	鈴木 秀治	市民課長	羽賀 直樹
日野市		日野市	
環境共生部長	中島 政和	環境保全課長	久保田 博之

出席事務局職員

事務局長	横山 佳夫	主査	小川 一夫
主査	振原 健治	速記士	波多野 夏香

1月29日(水) 議事日程

午後2時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 報告第1号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会設置規約の変更についての専決処分の承認を求めることについて
- 第5 報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

- 第 6 第 1 号議案 平成 2 5 年度 (2 0 1 3 年度) 南多摩斎場組合会計補正予算 (第
1 号)
- 第 7 第 2 号議案 平成 2 6 年度 (2 0 1 4 年度) 南多摩斎場組合会計予算
- 第 8 行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告

会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

午後 1 時55分 開会

○議長（小林鈴子） これより平成26年第 1 回南多摩齋場組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○日程第 1
会議録署名議員の指名

○議長（小林鈴子） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、南多摩齋場組合議会会議規則第43条の規定により、議長において次の 2 名を指名いたします。

8 番 渡辺たつや議員

9 番 馬場 賢司議員

○日程第 2
会期の決定

○議長（小林鈴子） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日とすることに決しました。

○日程第 3
諸報告

○議長（小林鈴子） 日程第 3、諸報告。事務局長に諸般の報告をさせます。

横山事務局長。

○事務局長（横山佳夫） ご報告申し上げます。

平成26年 1 月17日、管理者から平成26年第 1 回南多摩齋場組合議会定例会を 1 月29日に招集する旨の告示がなされ、同時に付議される管理者提出の報告案件 2 件、議案 2 件の送付を受けましたので、議員各位に参集通知とあわせてご送付いたしました。

次に、本定例会の招集に伴い、地方自治法第121条の規定により、管理者に出席要求いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小林鈴子） 事務局長の報告は終わりました。

○日程第 4

報告第 1 号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（小林鈴子） 日程第 4、報告第 1 号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 本日は、お忙しいところ、当組合議会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

報告第 1 号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更についての専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましては、改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第 1 項の規定によりまして、平成25年11月28日に専決処分させていただいたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林鈴子） 横山事務局長。

○事務局長（横山佳夫） 管理者の補足説明を申し上げます。

東京都市公平委員会に新たに三鷹市及びふじみ衛生組合が加入することに伴い、地方自治法第252条の 7 第 3 項の規定に基づき規約の変更について議会の議決を求めておりました。先方が求める期間に組合議会の開催が困難でしたので、昨年11月28日に管理者において専決処分いたしております。

なお、加入予定日は平成26年 4 月 1 日でございます。

以上でございます。

○議長（小林鈴子） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第 1 号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第1号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更についての専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。



○日程第5

報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（小林鈴子） 日程第5、報告第2号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） 報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましては、条例改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成25年12月20日に専決処分させていただきましたのでございます。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林鈴子） 横山事務局長。

○事務局長（横山佳夫） 管理者の補足説明を申し上げます。

南多摩斎場組合一般職の職員の給与は、管理市である町田市に準拠して定めておりまして、町田市が一般

職の職員の給与に関する条例等の改正を行いましたので、同じ内容で改正したものでございます。

改正内容につきましては、平成25年東京都人事委員会勧告において、マイナス0.20%の公民較差による給与の改定が行われたことに伴い、この勧告を尊重し、東京都と同様に公民較差相当分の引き下げ及び通勤手当の1カ月当たりの支給上限額の設定を行うものでございます。

なお、本年度の給与改定に伴い、本条例の附則において、南多摩斎場組合職員の期末手当支給に関する条例の一部改正を行います。その改正内容は、本年度は引き下げの給与改定であり、改定時期を遡及いたしませんので、4月からの年間給与を民間給与と均衡させるための調整措置として0.02月分の削減を行うものでございます。この削減分につきましては、平成26年3月期の期末手当で調整し、0.3月から0.28月に減ずるものでございます。

なお、施行日は平成26年1月1日でございます。

以上でございます。

○議長（小林鈴子） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第2号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。



○日程第6

第1号議案 平成25年度（2013年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第1号）

○議長（小林鈴子） 日程第6、第1号議案を議題と

いたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者(石阪丈一) 第1号議案 平成25年度(2013年度)南多摩斎場組合会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ992万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,120万3,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、組織市負担金を減額し、斎場使用料を増額、繰越金を平成24年度決算の確定により増額いたしました。

次に、歳出につきましては、総務費における給料、職員手当等を減額し、衛生費における火葬炉設備工事費を減額いたしました。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林鈴子) 横山事務局長。

○事務局長(横山佳夫) 管理者の補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の4ページ、5ページをお開きください。

このページから9ページまで記載してあります歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして概要をご説明申し上げます。

最初にお断りいたしますが、今回の補正予算書は補正にかかわる事項のみ掲載しております。つまり、歳入では第3款、財産収入及び第5款、諸収入、歳出では第4款、公債費及び第5款、予備費は省略しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、歳入予算でございます。

6ページ、7ページをお開き願ひます。

説明の順番が逆でまことに申しわけありませんが、第4款、繰越金から説明させていただきます。

第4款、繰越金2,236万1,000円は、平成24年度からの繰越金の確定によるものでございます。

次に、その上、第2款、使用料及び手数料の斎場使用料212万円の増額につきましてご説明申し上げます。

おかげさまで南多摩斎場の式場を使用いただけている方が多く、式場使用料が202万円、霊安室使用料が5万円増額となります。また、市外の方の火葬室使用料は5万円の増額となります。

この結果、一番上の第1款、分担金及び負担金を3,441万円減額するものでございます。各組織市の負担金の補正額内訳は説明欄のとおりでございます。各市の金額は、各市の予算の関係もございまして円単位で表示させていただいております。それぞれの算出根拠につきましては、13ページ、14ページの平成25年度各市負担金算出一覧に記載してございますので、ご参照いただけたらと存じます。

以上が歳入予算の概要でございます。

次に、歳出予算につきましてご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願ひます。

第1款、議会費の14万4,000円の増額についてご説明申し上げます。

こちらは、組合議員の交代による報酬の不足に対応するためのものでございます。

第2款、総務費17万8,000円の減額についてご説明申し上げます。

第2節、給料150万円の減額、第3節、職員手当等300万円の減額は職員交代によるものでございます。

第4節、共済費100万円の増額は、共済費の負担率の変更に伴うものでございます。第13節、委託料288万6,000円の増額につきましては、火葬炉受付システム導入以来の保存データの確保のためサーバーを更新すること及び平成26年10月からの火葬受け入れ枠の増加に伴うシステム改造のためのものでございます。第18節、備品購入費はシステムパソコン2台の購入に伴うものでございます。

次に、第3款、衛生費、第3項、火葬炉設備工事費994万9,000円の減額については契約差金でございます。

説明については以上でございます。

○議長(小林鈴子) 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林鈴子) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林鈴子) これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第1号議案 平成25年度(2013年度)南多摩斎場組合会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第7

第2号議案 平成26年度（2014年度）南多摩斎場組合会計予算

○議長（小林鈴子） 日程第7、第2号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 第2号議案 平成26年度（2014年度）南多摩斎場組合会計予算につきましてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,963万9,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、組織市からの負担金、組織市外の方の火葬室使用料及び式場使用料等の斎場使用料等でございます。

歳出につきましては、火葬や式場にかかわる所要の経費、施設の維持管理経費、人件費などを計上しております。

詳しくは、事務局長から説明をいたさせます。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小林鈴子） 横山事務局長。

○事務局長（横山佳夫） それでは、管理者の補足説明を申し上げます。

予算書の4ページ、5ページ以降でご説明いたします。

このページから17ページまで記載してあります歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして概要をご説明申し上げます。

最初に、歳入予算です。

6ページ、7ページをお開き願います。

第1款、分担金及び負担金につきましては、市負担金として2億2,445万円を計上させていただきました。その負担金の内訳は、7ページ、説明欄にありますとおり、運営経費、公債費にかかわる式場棟実施設計費

及び式場棟増築費から構成されております。

各市の負担金内訳は、各市の予算との関係もございまして、円単位で表示させていただいております。それぞれの算出根拠につきましては、この予算書25ページ、26ページの平成26年度各市負担金算出一覧に記載してございますので、ご参照いただけたらと存じます。

戻りまして、8ページ、9ページをお開き願います。

第2款、使用料及び手数料でございます。

第1項、使用料、第1目、斎場使用料9,394万2,000円につきましては、まず、組織市外火葬室使用料を1,468万円といたしました。

次に、式場使用料につきましては7,539万円とし、霊安室使用料は387万2,000円といたしました。

まず、平成26年度の火葬件数ですが、平成24年9月から平成25年8月までの火葬実績、火葬件数の推移などを考慮し、また、10月以降の火葬受け入れ枠の増加に伴い市外者の火葬室使用料が多少増加することを踏まえて5,170件とし、このうち組織市外火葬室使用件数を合計305件と見込みました。

式場使用料等の収入は確実な収入を見込む必要があるため、例年のとおり実績の95%で計算いたしました。この結果、第一式場は271件、第二式場は282件、第三式場は271件、お清めの待合室は775件を想定しております。さらに、霊安室の有料利用数は延べ1,236日を見込みました。

第2目、総務使用料58万円は、売店使用料などの行政財産使用料でございます。

第5款、諸収入66万5,000円は、空きビン売却料などでございます。

以上が歳入予算でございます。

続きまして、歳出予算をご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。

第1款、議会費244万9,000円につきましては、議員報酬、議会時の筆耕翻訳料等でございます。

次に、第2款、総務費、第1項、総務管理費8,111万2,000円につきましてご説明申し上げます。

第1節、報酬431万8,000円は、特別職の報酬及び嘱託職員の報酬でございます。

第2節から第4節の給料、職員手当等及び共済費は、組合職員7名の人件費等でございます。

職員給料の詳細につきましては、19ページから23ページに記載してございますので、ご参照いただけたらと存じます。

10ページ、11ページに戻りまして、第7節、賃金284

万7,000円は、受付事務の臨時職員の賃金でございます。

第11節、需用費98万6,000円は、事務用消耗品、埋火葬許可書等の印刷製本費などでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

第12節、役務費40万2,000円は、電話代、インターネット接続料などの通信運搬費、公用車の自賠責保険料等でございます。

第13節、委託料317万3,000円は、電光掲示板システム管理業務委託料、町田市への会計事務の一部委託費、同じく町田市への工事設計等事務の委託費、ホームページの管理業務委託料などでございます。

第14節、使用料及び賃借料85万1,000円は、複写機やビジネスホンの借上料などでございます。

第25節、積立金123万8,000円は、南多摩斎場組合職員退職手当基金条例に基づきまして職員給料の4%を積み立てるもので、あわせてその利子も計上しております。

第2項、監査委員費30万1,000円は、監査委員2名の報酬でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。

第3款、衛生費1億9,673万7,000円につきましてご説明申し上げます。

第1項、保健衛生費、第1目、斎場費は1億4,711万5,000円でございます。

第11節、需用費につきましては、説明欄にございますとおり、燃料費2,871万円は、火葬炉に使用する灯油代及びLPガス代、光熱水費1,840万円は、火葬棟及び待合棟の管理運営に要する電気、水道代でございます。このうち、燃料費、光熱水費の電気料金は先ほど歳入のところでご説明いたしましたように、10月からの1日の火葬受け入れ枠の増加により、火葬炉で使用する灯油代、待合室の電気代が増加することに伴い計400万円程度増加しております。

修繕料1,755万6,000円は、毎年実施しております火葬炉台車ブロック16台分の計画的な取りかえ等によるものでございます。25年度では火葬炉監視システムの修繕がありましたが、おかげさまで無事完了いたしましたので、例年並みの金額となりました。このほか、火葬炉以外の施設、待合棟や式場棟でございますが、これに係る修繕などに係る経費がございます。

第13節、委託料7,784万1,000円は、火葬業務及び火葬棟、並びに待合棟の維持管理に要する経費でございます。主なもの、火葬業務委託料3,368万円、待合

室接待業務委託料1,260万円、庭園管理業務委託料707万6,000万円、清掃業務委託料682万9,000円、警備業務委託料577万8,000円、火葬炉設備保守点検業務委託料493万6,000円などで、その他は説明欄に記載のとおりでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

第2項、火葬炉設備工事費4,962万2,000円は、12基ある火葬炉のうち6基の炉内のれんがを基礎から積み直すための工事費でございます。この工事は、25年度と同様に26年度も9月までの比較的火葬炉に余裕がある時期に実施したいと考えております。

続きまして、第4款、公債費3,804万円は、式場棟増築工事費及び式場棟実施設計費の地方債償還元金及び利子でございます。

第5款、予備費は100万円を計上させていただきました。

説明は以上でございます。

○議長（小林鈴子） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

8番 渡辺たつや議員。

○8番（渡辺たつや） 今回、予算案ということで質疑をさせていただきます。

質問するあたりは、10ページ、11ページ、議会費でございます。

行政委員に関する費用弁済について、やはり月額制でなく実費弁済とするというような流れがあり、私も賛同するところではございますが、1. 1. 1. 議会費、区分1. 報酬の部分、212万4,000円となっておりますが、これを今現在、月額制にしているところの根拠、及び、もしされているようであれば、実費弁済等の検討はなされているかなされていないか、並びに実費弁済の日当制などについてのご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（小林鈴子） 石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 月額報酬にしておりますのは、これまでの経緯ということもございます。それから、この議会の中で月額報酬についての議論というのが今まではございませんでしたので、私どもとしてはまだ実費弁償というような議論についての研究はしてございません。

以上でございます。

○議長（小林鈴子） 横山事務局長。

○事務局長（横山佳夫） 管理者の補足説明を申し上げ

げます。

まず、南多摩斎場組合議会議員等の報酬に関する条例というのがございまして、そちらの第3条で、議長及び副議長には、その選挙された当月分から、議員及び監査委員には、その職についた当月分からそれぞれ報酬を支給するというものがございます。

また、第4条では、職を離れた場合は、離れた日の属する月までの議員報酬を支給するとございます。

根拠としてはこういうものがございます。

○議長（小林鈴子） 8番 渡辺たつや議員。

○8番（渡辺たつや） 今のところ、日当制とか実費弁済というのはこの議会で出ていなかったから検討がされていないということなんですけど、これで私が今質問したことで議会でも出たということになるかと思えます。その上で、今年度すぐにといいわけにはいかないでしょうから、今後これを検討課題として考えていくべきだと私は思うのですが、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（小林鈴子） 石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 組織市の各団体がございまして、協議をさせていただいて、これをどうするか、取り扱いについても今後の協議の中で決めさせていただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（小林鈴子） 8番 渡辺たつや議員。

○8番（渡辺たつや） よろしく申し上げます。意見です。

○議長（小林鈴子） 3番 谷沢和夫議員。

○3番（谷沢和夫） 歳出の衛生費の関係ですが、先ほどの1月補正の総額よりも少ない予算で本年度予算額が計上されております。これは何を主に減額したのでしょうか。合理化といいますか、少ない経費で効率的にやるということはいいいことなんですけど、3,800万円、主に何が原因で減額したのか、その辺をお聞きしたい。

○議長（小林鈴子） 横山事務局長。

○事務局長（横山佳夫） まず一番の大きなものとしたしましては、先ほど申し上げましたように、火葬炉監視システムの修繕が三千八百何万円かかりましたが、これが25年度で全て完了いたしました。そのために、その分が減額になってございます。

○議長（小林鈴子） 3番 谷沢和夫議員。

○3番（谷沢和夫） そうすると、火葬炉の修理にかかわる保健衛生費が主に減額されたということだけが

原因ということなんですか。

○議長（小林鈴子） 石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） そのほかに、先ほどもちょっと事務局長から説明がありましたが、件数が後半にふえますので、その使用料の収入が前年に比べて170万円ほど若干ふえております。

以上でございます。

○議長（小林鈴子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第2号議案 平成26年度（2014年度）南多摩斎場組合会計予算について採決いたします。本案は、原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○日程第8

行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

○議長（小林鈴子） 日程第8、行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告についてを議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

横山事務局長。

○事務局長（横山佳夫） それでは、南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について、お手元の資料に基づきご説明いたします。

本件調査の目的は、火葬に伴い発生する排ガス、集じん灰、残骨灰中のダイオキシン類の有無を調査し、周辺環境の保全及び職員の健康管理に寄与するものでございます。

調査項目及び調査対象物は、ダイオキシン類が排ガス、集じん灰、残骨灰、さらに排ガスにつきましては、ばいじん、塩化水素、硫酸化物、窒素酸化物濃度を調査いたしました。

調査対象炉は、南多摩斎場には1号炉から12号炉まで12炉ありますが、毎年計画的に2炉ずつ実施しております。今年度は3号炉と10号炉を調査いたしました。

調査日は、平成25年11月1日、調査業者は、帝人エコ・サイエンス株式会社で行いました。

調査結果は中段部分の表のとおりで、ダイオキシン類は削減対策指針値をクリアし、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物の濃度は、火葬場におけるばいじん、塩化水素、窒素酸化物濃度の指針値等がありませんので、大気汚染防止法の廃棄物焼却炉の規制値を準用したものでございます。その結果は、いずれも規制値を下回っております。

ご承知のように、ダイオキシン類が発生するのは、棺の中に入れられる副葬品、特にプラスチック製品が影響しているのではないかと推測するところでございます。今までも副葬品の自粛協力のお願いをしてきているところでございますが、より一層お願いをして、ダイオキシン類の発生防止を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林鈴子） 管理者の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

8番 渡辺たつや議員。

○8番（渡辺たつや） ご報告のほう、ありがとうございます。

1点だけお伺いしたいんですが、これは炉が新しくなったかと思うんですが、炉が新しくなった前後で多少値というのは変わったのでしょうか。炉が新しくなればいじんに関してもよくなったのか、それとも余り変わらないのか、そのあたり、わかる範囲で結構ですのでお願いします。

○議長（小林鈴子） 横山事務局長。

○事務局長（横山佳夫） 全体積みかえを行って火葬炉が新しくなったということで、特に発生する値がふえた、あるいは減ったということはございません。あくまでも副葬品の関係がメインでございまして、そちらのほうを今後ともより一層、副葬品の混入というんですか、そういったことの自粛をお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林鈴子） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林鈴子） これをもって質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本定例会に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

これをもって平成26年第1回南多摩斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 小 林 鈴 子

署名議員 渡 辺 た つ や

署名議員 馬 場 賢 司